船舶事故調査報告書

令和7年1月22日 運輸安全委員会(海事専門部会)議決

委員伊藤裕康(部会長)

委員上野道雄

委員 岡本満喜子

事故種類	衝突
→ 単	1 1 1
75-1111	令和6年5月22日 11時40分ごろ
発生場所 	和歌山県印南町印南漁港南方沖
	印南港横島防波堤灯台から真方位196°1,660m付近
	(概位 北緯33°47.8′ 東経135°12.6′)
事故の概要 	遊漁船・良栄丸は、北北東進中、また、プレジャーボート吉川丸
	15号は、船首を西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。
	良栄丸は、船首部に擦過痕を生じ、また、吉川丸15号は、左舷中
	央部外板に亀裂を伴う破口等を生じた。
事故調査の経過	令和6年5月28日、本事故の調査を担当する主管調査官(神戸事
	務所)ほか1人の地方事故調査官を指名した。
	原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	A 遊漁船 良栄丸、9.7トン
船舶番号、船舶所有者等	WK2-5250(漁船登録番号)、個人所有
L×B×D、船質	14.80m (Lr) ×4.08m×1.19m、FRP
機関、出力、進水等	ディーゼル機関、450. 10kW、平成16年11月22日
	第252-24790号(船舶検査済票の番号)
	B プレジャーボート 吉川丸 1 5 号、 O . 7 トン
	252-27677和歌山、個人所有
	5.83m (Lr) ×1.94m×0.72m、FRP
	ガソリン機関、18.40kW、平成4年11月
乗組員等に関する情報	A 船長A 42歳
	一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
	免 許 登 録 日 平成13年6月21日
	免許証交付日 令和2年9月7日
	(令和8年6月20日まで有効)
	B 船長B 41歳
	二級小型船舶操縦士
	免 許 登 録 日 令和 2 年 1 1 月 3 0 日
	免許証交付日 令和2年11月30日
	(令和7年11月29日まで有効)

なし
A 船首部に擦過痕
B 左舷中央部外板に亀裂を伴う破口等(全損)
気象:天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好
海象:海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、水温 約20℃
A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、令和6年5
月22日04時30分ごろ印南漁港の係留地を出航し、同漁港南方沖
で釣り客が遊漁を終えた後、11時30分ごろ帰航を始めた。(写真
1 参照)



写真1 A船



写真 2 船長の操船姿勢 (再現)

船長Aは、操舵室左舷側の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、印南 港横島防波堤灯台を船首目標として、約17ノット(kn)の速力(対 地速力、以下同じ。)で手動操舵により北北東進した。(写真2参照)

釣り客全員は、操舵室後方の客室と船尾甲板の椅子にそれぞれ腰を 掛けていた。

本船は、北北東進中、船首浮上により船首方に死角が生じていたほか、操縦席の窓枠により右舷船首方にも死角が生じていたので、船長は、時折、船首を左右に振ったり、上半身を右に動かしたりして、船首方を確認していた。(写真3、写真4参照)



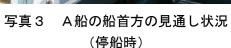




写真4 A船の右舷船首方の見通し状況 (停船時)

船長Aは、印南漁港に近づき、少し右転して船首を港口の右側に向けた際、左舷船首方至近にB船を認め、機関を中立として右舵一杯としたが間に合わず、11時40分ごろA船の船首部とB船の左舷中央部とがほぼ直角に衝突した。(図1参照)

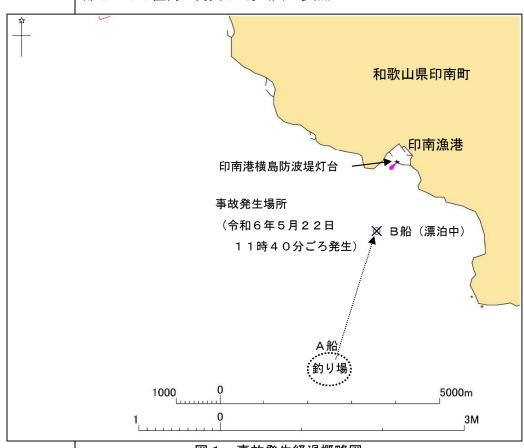


図 1 事故発生経過概略図

船長Aは、衝突後、B船の乗船者2人が近くを泳いでいたので、救命浮環を投げてA船に引き揚げ、2人に負傷のないことを確認して、 所属する漁業協同組合及びB船所有者に本事故の発生を連絡し、B船をえい航して印南漁港に帰航した。 漁業協同組合担当者は、本事故の発生を海上保安部に通報した。

B船は、レンタルボートで、船長Bが1人で乗り組み、知人1人 (以下「同乗者B」という。)を乗せ、05時00分ごろ印南漁港を 出航し、船長Bは同漁港南方沖を移動しながら同乗者Bと釣りを行っ ていた。(写真5参照)



写真5 B船

B船は、10時40分ごろ印南漁港南方沖で船首を西方に向けて船外機を停止して漂泊し、船長Bは船尾部に座って両舷方へ、同乗者Bは中央部に座って右舷方へそれぞれ葉を出して釣りを始めた。

船長Bは、11時35分ごろ左舷方に北北東進するA船を認めたが、これまで航行中の船舶が漂泊中のB船を避けてくれていたので、航行しているA船が漂泊しているB船を避けてくれると思い、時折、A船の動静を見ながら釣りを続けていた。

船長Bは、A船が近づいてもB船を避ける気配がなく、衝突の危険を感じてその場で立ち上がりA船の方に大声を出して手を振ったが、A船が更に近づいてきたので同乗者Bと共に船首部に避難した直後、B船とA船とが衝突した。

船長B及び同乗者Bは、衝突の衝撃で海面に投げ出された。

船長日は、着用していた手動膨脹式の救命胴衣を膨張させずに固形式の救命胴衣を着用していた同乗者日と共にA船近くまで泳ぎ、船長Aが投げた救命浮環に掴まり、それぞれA船に引き揚げられた。

B船は、A船により印南漁港にえい航された。

その他の事項

船長Aは、遊漁船業を行うに当たり、一級小型船舶操縦士免許を取得して、遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号) 第3条に基づき、平成17年9月頃から自身を遊漁船業務主任者として和歌山県知事の登録を受け、A船で遊漁船業を営んでいた。

船長Aは、ふだん約12~13knの速力で帰航していたが、本事故 当日午前中の釣果が悪く遊漁時間を延長したので、12時00分出航 予定の午後の遊漁に間に合うように約17knの速力で帰航していた。

A船は、約17knの速力で航行した場合、船長Aが操縦席に腰を掛けた位置から正船首左舷約5°から右舷約15°までの範囲に船首浮上による死角が生じ、北北東進中、船首方は印南漁港の波止場付近まで見えなかった。



写真6 旗竿(B船の同型 船)

分析

乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析 船長Aは、帰航中、船首方の死角を補う見張りを行っていたつもりであったが、速力が速く船首がふだんより浮上して船首方の死角が広くなっていた中、午後の遊漁が気になっていて見張りが十分ではなく、船首方で漂泊中のB船を見逃したのであろうと本事故後に思った。

A船にはレーダーが備えられていたが、船長Aは、夜間など視界が 悪いときにだけレーダーを使用していて、本事故当時は使用していな かった。

船長Bは、A船がB船を避ける気配がないと分かったとき、釣りの 仕掛けを上げてから船外機を始動して逃げようと思ったが、その余裕 はなかったので、早い時期に機関を始動して移動すれば良かったと本 事故後に思った。

B船は、船外機付きの和船型プレジャーボートで、船首部に高さ約2mの旗付きポールを立てていた。(写真6参照)

B船には、汽笛がなく、有効な音響による信号を行うことができる 手段としては同乗者Bが着用していた救命胴衣の笛のみで、携帯式エ アホーン等のより効果が期待できる手段を備えていなかった。

A あり、B あり

A なし、B なし

A なし、B なし

A船は、印南漁港南方沖を約17knの速力で北北東進中、船長Aが、船首を左右に振るなどして船首方の死角を解消したり、レーダーを使用したりして適切に見張りを行っていなかったことから、B船が前路で漂泊していることに気付くのが遅れ、機関を中立として右舵ー杯としたが間に合わず、B船とほぼ直角に衝突したものと考えられる。

船長Aは、本事故当日午前中の釣果が悪く遊漁時間を延長して帰航中、速い速力で船首がふだんより浮上して船首方の死角が広くなっていたほか、12時00分出航予定の午後の遊漁が気になっていたことから、船首浮上による船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。

B船は、印南漁港南方沖において船外機を停止し船首を西方に向けて漂泊中、船長Bが、B船に向かって北北東進するA船を左舷方に認めた後、航行しているA船が漂泊しているB船を避けてくれると思い、衝突を避けるための措置を採らなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。

船長Bは、これまで航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれていたことから、本事故当時もA船が漂泊中のB船を避けてくれると思ったものと考えられる。

原因 本事故は、印南漁港南方沖において、A船が北北東進中、B船が船 首を西方に向けて漂泊中、船長Aが、船首を左右に振るなどして船首 方の死角を解消したり、レーダーを使用したりして適切に見張りを 行っていなかったため、B船が前路で漂泊していることに気付くのが 遅れ、また、船長Bが、航行しているA船が漂泊しているB船を避け てくれると思い、衝突を避けるための措置を採らなかったため、両船 が衝突したものと考えられる。 再発防止策 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 ・船長は、航行中、船首の浮上等によって船首方が見えにくい場 合、船首を左右に振る、自分の立ち位置を移動するなどして船首 方の死角解消を図るとともにレーダーも併用しながら見張りを適 切に実施すること。 ・船長は、漂泊中であっても、接近する他船が自船を避けてくれる と思い込むことなく、接近する他船を認めた場合、必要に応じて 注意喚起を行うとともに、早めに衝突を避けるための動作をとる ・レンタルボートの所有者は、汽笛等を備えることを要しない船舶 で、かつ汽笛が備わっていない船舶を貸し出す場合、携帯式エア

ホーン等の有効な音響信号装置を備えた上で船舶使用者に装置の

使用方法等を説明しておくことが望ましい。